慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	降服考
Sub Title	On Xiang Fu (降服)
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.3 (2009. 10) ,p.143(371)- 147(375)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20091000-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

降服考

桐本東太

『左伝』僖公二十三年の記載によると、重耳が長年にわたる亡命生活の最後の地に選んだ秦において、穆公は自分の娘を重耳に嫁がせた。ある日のこと。重耳がタライを用いて手を洗っていた時、飛び跳ねた水滴が妻の体にかかってしまった。彼女は激怒し、重耳は妻の怒りを鎮めるため、次のような行動をとったと伝えられる。

公子は懼れ、降服して囚となる。

この文章に対して、杜預は

上服を去り、自ら拘囚となりて、以て之を謝するなり。

という注釈を施している。

ここで注目に値するのは以下の二点であろう。

①「降服」とは上衣を脱ぐ行為を示す言葉であること。

②「降服」すると、謝罪したとみなされたこと。

また、これと同様の記載は『左伝』昭公十年にも見ることができる。そこでは君主の命令に背いた臣下が君主の譴責を受けて「降服」したとされている。杜預は「命に違うを謝するなり」として、やはり謝罪の意味にとっている。

それでは上衣を脱ぐと、なぜ謝罪したと考えられたのであろうか。

この点を考察する上でヒントになるのは、高木智見氏の見解である。[1] 氏は膨大な例証を挙げ、中国古代において、衣服がそれを着用している人物の魂の憑り代であることを実証された。今、高木氏の挙げた史料から二点ほどとりあげながら、このことについておさらいをしてお

こう。『戦国策』趙策一や『史記』刺客列伝の伝えるところによると、智伯の恩顧を受けた豫譲は、自分のあるじをほふり去った趙襄子に対して復讐を誓い、趙襄子を亡き者にせんとする。しかし暗殺の試みが二度まで失敗すると、趙襄子に向かって、せめて彼の衣服に一撃を加えてから死なせてくれと懇願した。趙襄子は智伯の願いを聞きいれ、智伯は衣服を「撃」ち、「遂に剣に伏して自殺した」。ところが『史記』索隠の伝える異伝によると、智伯が衣服に斬りつけるやいなや、

衣は盡く出血す。襄子は車を迴らし、車輪いまだ周らざるに亡ぐ。

という事態が勃発したのである。これも衣服に趙襄子の魂が宿っていると考えられていたからこそ生まれた怪異譚であろう。次に時代は下るが漢代の「遊冠衣」があげられる。「遊冠衣」とは、『漢書』韋賢伝附韋玄成伝に、

また月に一たび衣冠を遊ばしむ。

と記載されている行為である。楊寛氏によると、陵墓の傍に設置された寝殿に安置されている亡き皇帝の衣服を、首都の原廟まで月に一回運び込む行事が「遊冠衣」であり、それは取りも直さず皇帝の魂の附着した衣服がひと月ごとに長安をめぐることを意味したのである。(2)

「魂の憑り代としての衣服」という高木氏の見解は、以上にあげた例からだけでも、おおむね首肯しうると思われる。そこで次には、その衣服のすべてではなく、一部だけを取り去る行為についてみておこう。『楚辞』九歌・湘夫人には次のような詩句が残されている。

余が袂を江中に捐(す)て、
余が褋(チョウ)を澧浦に遺(す)つ。

これに関する小南一郎氏の見解は、極めて示唆に富んでいる。

「去っていった神への思いを託して、衣服の一部を水中に投じると歌われているのである。（中略）衣服は、魂をくるむものであり、その全部、あるいは一部を相手に捧げることは、自分の魂を相手に寄託することを意味したのであろう」。(3)

氏の見解にあえて蛇足をつけ加えることが許されるならば、衣服の贈与は魂のみならず、自己の身体そのものの「寄託」をも招来しえたのではなかったか。

神と人のはざまで起こりうることは、男女の間でも起こりうる。それは『詩経』鄭風・女曰鶏鳴の一節を一瞥するだけでも、たちどころに納得されよう。

知子之来之　　ぬしの来ますと知るならば

雑佩以贈之　腰の佩びもの進ぜましょ
知子之順之　ぬしがやさしうなさるなら
雑佩以問之　腰の佩びものおくりましょ
知子之好之　ぬしがいとしうなさるなら
雑佩以報之　腰の佩びもの報いましょ[4]

うら若き乙女の身につけている「雑佩」には彼女の魂が附着しており、これを相手の男性に手渡すことは、端的に言って、自分の身を相手にゆだねることを承諾した証しなのである。

このことを傍証する事例を『左伝』昭公十年の記述の中に求めてみよう。それによると、会盟の席にあって楚に命を狙われることになった魯の叔孫に対し、晋の楽桓子は助命を嘆願してやる代償として叔孫に「貨」を要求するが、その時の「貨」とは叔孫の身につけている「帯」であった。これについて杜注は、

貨を求めるを指し難し。故に帯を以て辞と為すなり。

とし、「帯」を欲したのは、楽桓子の単なる口実にすぎないとしているが、事実はそうではなく、自己の着用する衣服の一部を他者によって一方的に奪われることはやはり、自分の身柄そのものを拘束されるに等しい重大な意味を持っていたと思われる。事実、楽桓子の要求を拒絶した叔孫が、故意に切り裂いた「裳帛」を楽桓子に与えていることは、二人のやり取りの本質を見極めるうえで、きわめて示唆的であろう。なぜならば無傷の衣服ならばいざ知らず、最初から引きちぎられた布帛はもはや魂の入れ物としては無様な廃品であり、それ故にそうした布を楽桓子に与えても、叔孫の身に何ら危害の及ぶ恐れはなったからである。

このように考えてくるならば、「降服」、すなわち上衣を脱ぐことは、相手に対して、自分の魂を与えることを承諾した、いわば魂と衣服をめぐる行動の第一段階であり、そうであればこそ謝罪の意味をもちえたと推測できよう。

こうした仮説を前提にして、『呂氏春秋』行論篇に見える、楚の荘王に対する宋公の降服儀礼を一読すると、その本質はたちどころに氷解する。

宋公は肉袒して犧を執り、委服して病を告ぐ。

ここで問題になるのは「委服」の解釈である。[5]たとえば王利器氏は『呂氏春秋注疏』で「委服」とは「屈伏」の意味であるとし、[6]陳奇猷『呂氏春秋校釈』は

然則投降屈服者、必委棄其固有之服色而服稿素布総、故曰委服。

との解説を加えている。[7] しかし私は、両氏の説は共に妥当ではないと思う。「委服」は最も素直に「服を委ねる」と読めばよいのではなかろうか。つまり自己の衣服を敵方に渡すことはそのまま、宋公の魂を荘王に与えることを意味し、それは勝者の支配下に敗戦国の君主が完全に組み込まれるという事態を招来したと考えられるのである。

「降服」という言葉は現在の日中両国で、ともに「降参すること」を意味する単語となっている。しかしその淵源にさかのぼってゆくならば、人の魂と衣服をめぐる中国古代のフォークロアが、あざやかに浮かび上がってくるのである。

それでは最後に一つのエピソードを紹介して、結びにかえることにしよう。

楚漢戦争のさなかにあって、劉邦からの離反を項羽にそそのかされた韓信は、劉邦に今まで受けてきた数々の恩顧を列挙して、項羽の誘惑を拒絶する。その時、韓信が挙げた一条が、はしなくも

（劉邦は自分の）衣を解きて我に衣す。

であった（『史記』淮陰侯列伝）。

この言葉が現在私たちの感じるのとははるかに隔絶した、確かな重みを当時の社会にあって持っていたであろうことは、これまでの考察からも明らかであろう。

中国古代社会において、衣服の有していた機能を再認識するとともに、その重要性を強調するゆえんである。

註

（1）高木智見「古代中国における肩脱ぎの習俗について」（『東方学』七七輯、一九八九年）

（2）『中国皇帝陵の起源と変遷』（学生社、一九八一年）三一、三六頁

（3）「書評、桐本東太著『中国古代の民俗と文化』」（『東洋史研究』六四巻二号、一四二頁）。

なお藤野岩友『楚辞』（集英社、一九六七年）は、衣の一部を川に投じることについて、「別離（分袂）また決意（奮袂）の意を寓する」としている（八七頁）。一見すると藤野氏の解釈は小南氏の考えと全く相いれないようであるが、儀礼・祭儀は意味論的に重層性を持ちうるものである。拙稿「分袂考」で明らかにしたごとく、衣服の投棄は「わかれ」を意味する機能を持っており（『中国古代の民俗と文化』刀水書房、二〇〇四年）、藤野説と小南説は両立しうるものと考えて、何ら差し支えないであろう。

（4）訳文は、目加田誠『詩経―訳注篇』（丁子屋書店、一九四九年）

（5）「肉袒」が降伏の意思を示す動作であることは、高木「前掲論文」に詳述されている。また「執犧」については複数の解釈が可能であるが、その一つの理解については拙稿「中国古代の服属儀礼」（『前掲拙著』）に示しておいた。あるいは「執犧」は同じく服属の儀礼である「委質」との関連で理解すべきものかもしれない。

（6）第四冊（巴蜀書社、二〇〇二年）二五六七頁

（7）第三冊（学林出版社、一九八四年）一四〇一～二頁